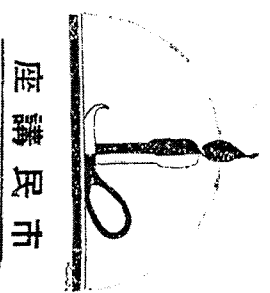


大阪府市町村会  
 大阪府市町村会  
 大阪府市町村会  
 大阪府市町村会



座 講 民 市

# 受 益 者 負 擔 の 話

伊 東 俊 雄

都市計畫事業の進行に伴つて、吾大阪市内に於てもたんに新しい道路が出来、舊來の狹隘い路が取撤げられ、或は従來雨天の折なごには特に困難を極めてゐた悪路が美しく舗装され、下水道が布設されるに云ふやうに著々都市としての施設を整へ、次第に大阪の面目を改めつゝあることは、我々市民が日常到る所で親しく見聞する所であります。斯様な設備や改良が行はれることは、素より大阪市全體の向上であり、市民全體の利益なることは申すまでもないことであります。就中特に著しい利益を蒙るはその沿道地區の住民や、其地に土地家屋の如き財産を所有する人々である其等の人は之等の事業に因つて多大の利便を享けるに同時

に自己の富を増大する。一例を挙げるとは最近主本町六丁目から東成區大今里町で通ずる所謂穩橋線の一部分が開通して沿道地主の言に従ふも、開通前の價格に比して二坪に付、少く共五十圓以上の騰貴を見ているのである。従つて其の附近に存在する店舗其の他の營業等も之に伴ふて多大の利便と収益を増してゐることは勿論のことである。又路面を舗装すれば必ず其の道路の交通量を増大する一延いては其土地の價值を高め、營業は繁昌する、之は實例に徴して疑なき處である、受益者負擔とは斯の如く都市計畫事業の執行に因り特に著しい利益を受ける者が、その費用の一部を負

大阪は土質が根本的に、ので都市計畫上、天恵の地である上に人間が皆、算然的に早列りがして東京のやうに下らぬ配理風な突つておるうちに實行から取りかゝるさいが他の五大都市五十年かゝる仕事を一年で片付けて仕舞つてあらう。東京は是は等の上等の人物揃ひで、差當り大阪市の各部の名稱からして各局と町長、局長なる者には夫れ博士級。人物が揃まつてゐるがそれだけ融通が利くといふのが野心があるが盛んに容許して席捲する暇な心がある。それで市政が振はなぬのであるから不思議はない、幾も人物の才能に申分がないと云つても不勉強家では自己の天分を待たずして遂にやうな醜態を見ることもあらから驚かす頭は悪くてもコッパ／＼と動いて呉れる者に越したことはない、

## 人も自然も揃つた大阪

＝水利を圖ることが大阪の生命＝

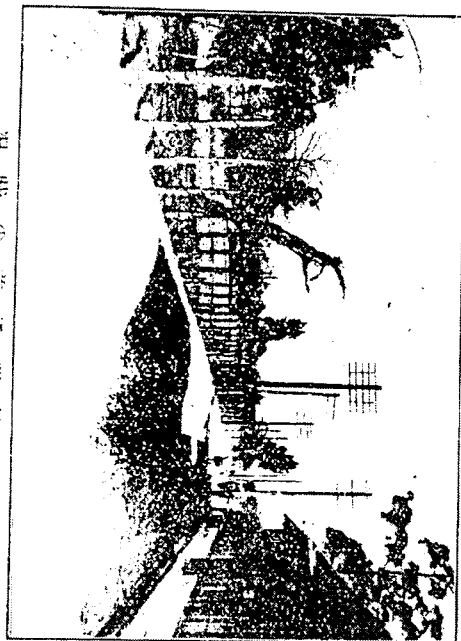
眞田 秀吉 氏

大阪の都市計畫に依る新濠川の水を脚時川に通じ毛馬開門のやうなものを北部にも設けるさうだが既に結構な考へである、斯様に水利の便を縦横に得てゐる大阪の水の流れる水利に傾きかけた京都が巧く利用しようとして近頃計畫してゐるのが淀川運河である計畫地區は兩府兩郡市に跨るので從來とても兎角、府市は事業上の對立で面倒なものがその上三重の競争になつて當然、一人勝手が注文が出るだらう。ここは何れにも關係のない内務省土木出張所などの公平な第三者が仕事を成はることはなだらうが政府の方は金さへ提供して呉れるならお願ひして何時でも、その代り内部まで立入つての老婆心は持たせなさいから市がトク／＼集つていまして行けばよい、特に水運と進運と共に此の特質の發揮に警戒の眼を凝めてはならない。(續)

照するこの制度であります。適當に計算され、有能に構築せられた公共施設は少くも、其の費用も同等の利益を該公共團體に與ふるものである、然し此の利益が全市に對して公平に分配されることは稀であつて、多くの場合に於て或る地區は其施設よりする利益を他の地區よりも大に享くる結果に至るとは實に止むを得ない、斯の如き場合に於て受益者負担制度に據るに非ずんば市全體の費用を以て或る一部者に特別な利益を與ふること、なるのであります。以下大阪市に於て實施する其の賦課方法の極めて概要を述べますれば

**道路を舗装する場合**

には該工事費の半額を、その道路の兩側各二十間以内の土地所有者一例外は後述に賦課するのであります、但しその舗装すべき道路が相當に廣い場合に其の費用の半額を沿道者に受持たせるときは、時として負担額が次に過ぎる

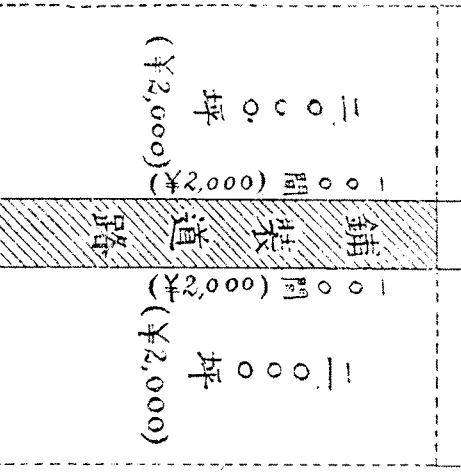


協合を生ずる云ふ點を參照して、幅員六間以上の道路の境合には六間幅の道路と同一の負担額に止めます。而して此金額の半額を沿道の間口の長さ、残りの半額を奥行二十間以内の面積に比例して割當てる、換言すれば該舗装工事費を道路兩側の間口で四分の一、面積で四分の一、即ち合計して二分の一を線沿道者が特に負担し残りの二分の一を市民全體が負担しやうと云ふのであります。

**前通** 之を數字を以て述べますと、今茲の如き左圖の如き延長百間の街路を舗装し其の工事費一萬六千圓を要したものと仮定する、然る時は片側の負担額は四千圓(兩側で八千圓)で其の半額の二千圓は間口の長さに比例し、即ち此場合は一間に付金二千圓(他の半額二千圓は奥行二十間内の面積に比例して)即ち此場合は一坪に付金一圓の割合負担するのである。故に今此道路に接して間口

三間半面積六十坪の土地を所有する者の負担額を計算するに  
 道路面積 2,000坪  
 道路幅員 20.00m  
 道路長さ 100.00m  
 道路面積 2,000坪

**点線負担區劃(中、負担額を示)**



大正十三年度資料  
 街路舗装費一覽  
 坪當り単價

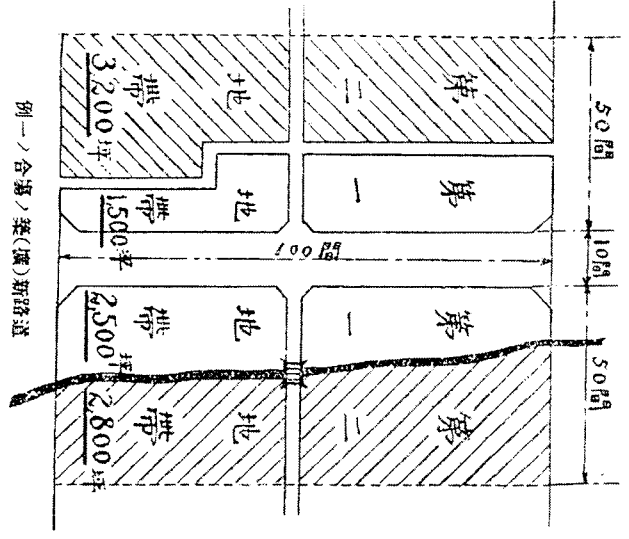
舗装種類	坪當り単價
木塊	約四・二〇
アスファルト	二六・〇〇
板石	四四・〇〇
混凝土	一七・五〇
煉瓦	三八・七〇
アスファルト	二九・四〇
混凝土	二九・四〇

(道路健康局石調書上巻表々々)

扱つて此負擔金を納付すべき者は前述した如く原則として該工事に着手した當日現在の土地所有者であるが、但し其の土地に賃權が設定してある時には賃權者、事業着手の時から十は兩側各五十間迄の土地が負擔區域となるのであります。

**道路を擴張又は新設する場合**

而して此場合の受益者の負擔すべき額は、道路新設の場合に工費費の三分の一、擴張の場合は四分の一で（擴張された道路が舊道路幅の三倍以上なるときは道路新設と看做され



ます)前述の負擔區域を、道路からの遠近又は地の存在等に分ち、一定の割合を以て此負擔金額を配分する。斯して新

一坪當(六、〇〇坪トス)

故に仮りに第一地帯に新道路に開口三間半、面積百坪の土地を有する人の負擔額を計算すると

開口當額  $17.20 \times 3.0 = 51.60$   
 面積負擔  $8.73 \times 100 = 873$   
 合計  $51.60 + 873 = 924.60$   
 坪當額  $924.60 \div 153 = 6.04$

第二地帯に八十坪の土地を持つてゐる人の負擔額は  $6.04 \times 80 = 483.20$  となるのであります  
 又第一地帯内で新道路に接せざる土地の負擔も之と同様

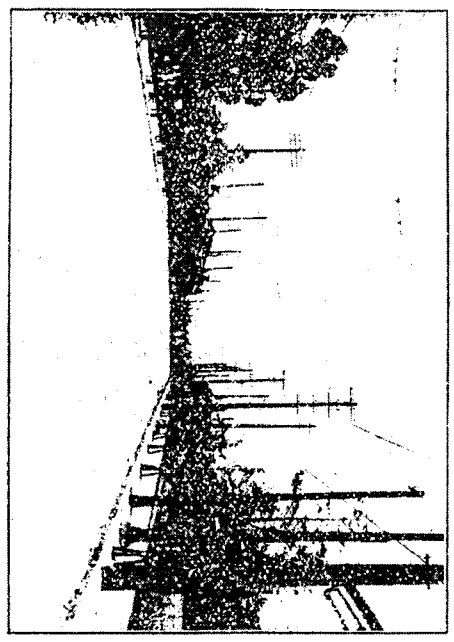
併評價委員の制度に依つて工事竣成後の増價額を評定しその五分ノ三を以て基本負擔額とする規定があるが、其の基本額が上述の賦課方法に依る負擔金額に比し大差ないもの認めらる、時は適用を要せざる旨の規定があつて、實際に於ては其の評價委員が未だ内務大臣から任命されてゐないのである、其の他納付義務者とか、重複に因る軽減規定等は路面舗装のそれと同一であります。  
 以上は都市計畫法の規定に依る受益者負擔金の賦課方法を述べたので、此他大阪市に於て行つてゐる補助小道路の新築案の場合にも、道路法の規定に依つて同じく受益者負擔を課

道路に接する地帯では、道路舗装の場合と同様、その配分された額の半分を間口の長さに比例し、他の半分を其面積に比例して賦課し、新道路に開口を持たない地帯に於ては、配分額をその面積に比例して賦課するのである。之を數字を以て例を示す

上圖の如く、幅員十間、延長百間の道路を新設し、其總工費額を三十萬圓と仮定する。  
 此場合に路幅の五倍、即ち両側各五十間が負擔區域となるのである、而て仮りに上圖の右負擔區域は其の中央を貫流する溝渠に依つて、同左負擔區域は之を縦貫する路次を以て地帯を分割するものと認定され、且その負擔率を第一地帯七

負擔總金額(工費ノ三分ノ一)  $100,000 \times 0.3 = 30,000$   
 第一地帯ノ負擔額(負擔金額ノ七割)  $30,000 \times 0.7 = 21,000$   
 内、開口負擔額(記ノ二分ノ一)  $21,000 \times 0.5 = 10,500$   
 面積負擔額(記ノ二分ノ一)  $21,000 \times 0.5 = 10,500$   
 第一地帯ノ負擔率(記ノ二分ノ一)  $10,500 \div 175 = 60$   
 面積負擔額(二分ノ一)  $35,000 \times 0.5 = 17,500$   
 第一地帯ノ負擔額(負擔金額ノ三割)  $30,000 \times 0.3 = 9,000$   
 面積負擔額(四、〇〇坪トス)  $9,000 \div 0.75 = 12,000$   
 第二地帯ノ負擔率(負擔金額ノ三割)  $30,000 \times 0.3 = 9,000$

してゐるが、其賦課方法は道路舗装の場合の方法とは、同様



下水道事業が施行されることには工費費の六分ノ一を該排水區域内即ち溝渠等排水區域と四貫島排水區域とに比例して受益者として受給する

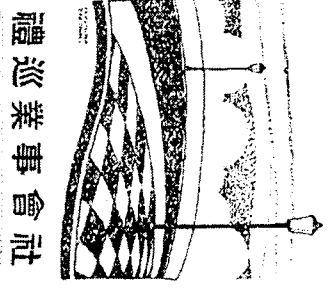
—道路の場合と同じく土地所有者其他に賦課する事になつてゐる。

前之等の諸費金の中には相當多額に上るものがあつて、

之を一時に繰出せしむるときは負擔者に苦痛なるものあるを考慮し、事情止むを得ず認めらる、ものには所定の條件を附して一定の期間内に分納を許可する、ことがあります。

徳川時代に於ても大阪では此の受益者負擔と同様な制度が行はれて居つた。それは町役即ち町々の費用を割付けるに「割割」三割口割三五分制度があつたのであります。例へば下水道の運営の如きは、その町内の坪に割當り、取立てる之は今日の下水道事業に於ける受益者負擔金賦課の方法と同一である。又町橋に關する費用は町々の間口に割付けて取る、然も橋詰の町はかりでなく、その橋を利用する町々へ順々に率を定めて割掛けて行く。一番その橋を利用する町を標準として負擔率を定め、之を本掛と稱し、之から距たるに従ひ段落と稱して、本掛割落し課率を低下する、橋の費用を負擔する町々を一括して橋掛町々名付けた一即ち今日の負担區劃であります。

斯様な制度をつた結果、その橋は即ち自己の屬する町々の管理物である云ふ觀念が非常に強くなつて、従つて之を尊重保護する精神が深く培はれ、甚しきに至つては之を尊重するの餘り橋上を荷物や積載した荷車の通行を禁じた爲に橋の



# 市立本庄産院の巻

## 『時には喧嘩さへもする大警察振り』

小 林 峰 夫

### 三 雲空に開門を待つ産婦

「恐ろしく遊きたないまた何を見ずばらしい建物だ」北區中崎町に市立本庄産院を動れたときに誰しもが思ふ第一印象であらう。

來意を告ぐるに會憎く余田院長は不在、代りに植野醫學士に案内されて院内を見せてもらふ。先づ通されたのが診察室。俯子煙しに見る中庭のさ、やかな噴水も梅も綻ぶ陽を浴びて何となく和かに水ぬるむの感も深くしつこりこつちつた気分になる、聴診器を手にした植野氏がはつきりこつちつた語りだしたののやうなこである。

「開院したのは大正九年四月、敷地三百坪、建坪百五十坪、収容人員は普通室無料)卅八、特別室(有料)九八計三十九人でそれに外来診療が一日四十人を限つてありがこれ等の妊婦

構婦が約一千三百人はある、これに對して産院側は院長醫師三人、産婆六人、見習産婆十人、事務員二人、薬剤師一人、小使、洗濯婦三人がめて二十五人で、開院當初こそ往診に出たけれどもあるが今では常に職員で外来四十人制限したためこの頃の寒さに未明から門外にた、ずんで九時の開門を待つ身重の婦人が丸の巻ひ合ひ合ひには喧嘩を起すの一幕を演ずる程の繁昌ぶりである」。

土は荷物を下ろして車をかついで渡つた云ふことゝ傳へられてゐるのであります。

由來受益者負擔制度は相當多額の負擔金が一時に賦課されるために、往々にして一部の反對に遭ふことがあり、吾國に於て現在此制度を採つてゐる都市中でも二三の市では訴訟又は訴訟に依つて漸くその解決を見たいものである。然るに我大阪に於ては本制度實施以來未だ如斯紛争を生じたることなく、至願圓滿に運用されて他に比類なき見事な成績を示してゐるのであります、之は前述の如き舊い沿革を有するにも依るのであるが、公共心に厚く、

### 自治の念に強い大阪市民の誇り

としてよい一であらうと思ふのであります、一筋の道路の改良はよく一帯の利便と繁榮を招致し、一條の排水路はよく一箇の汚穢と不健康を驅逐して其の地位を向上せしめる。此場合に受益者負擔の制度はよく市全体の費用を犠牲として成る一部の者に特別な利益を與ふことを防ぐのである、之を海外の例に見ると、本制度は獨り街路の改良のみならず公園、市街電車、高速鐵道、上下水道、街路照明等の設置及維持に實施され而も一定の幅員以下の街路の如きは其の全費用之に依つて得てゐる有様であります。